

# 教 育 公 報

## 三重県教育委員会

### 目 次

お知らせ 知事及び副知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 …… 福利・給与室 1頁

### お 知 ら せ

平成23年 6月30日付け三重県公報号外に、教育委員会関係条例が次のように掲載されました。

(教育委員会関係抜粋)

知事及び副知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十三年六月三十日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第三十号

知事及び副知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事及び副知事等の給与の特例に関する条例(平成十七年三重県条例第二号)の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

副知事等の給与の特例に関する条例

第一条中「平成十七年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで」を「平成二十三年七月一日から平成二十五年三月三十一日まで」に改め、「知事及び」を削り、「並びに管理職手当を支給される」を「及び」に改める。

第二条の見出し中「知事及び」を削り、同条中「知事及び副知事の給料」を「副知事の給料」に、「規定による月額」を「副知事の月額」に、「百分の五」を「百分の十五」に改める。

第三条から第五条までの規定中「百分の二」を「百分の十」に改める。

第六条から第八条までを次のように改める。

(職員の給料の額の特例)

第六条 職員(職員の給与に関する条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号。以下「職員の給与条例」といふ。)

第二条に規定する職員、企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年三重県条例第六十一号。以下「企業庁企業職員の給与条例」といふ。)第一条に規定する職員及び病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十年三重県条例第五十号。以下「病院事業庁企業職員の給与条例」といふ。)

第一条に規定する職員(職員の給与条例第六条第一項の医療職給料表( )の適用を受ける者に相当する職にあるものとして病院事業庁企業職員の給与条例第三条第一項の規定により設けることとされている給料表の適用を受ける者を除く。)をいふ。以下この条において同じ。)

のうち次の各号に掲げる者の給料の月額は、特例期間においては、職員の給与条例、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年三重県条例第十号)附則第八項から第十項まで、企業庁企業職員の給与条例、病院事業庁企業職員の給与条例、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年三重県条例第一号)第十六条第三項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十二年三重県条例第一号)第四条第一項、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年三重県条例第六十六号)第四条、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和二十六年三重県条例第三十六号)第四条並びに職員の育児休業等に関する条例(平成四年三重県条例第一号)第十七条、第十八条及び第二十九条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該額の当該各号に定める割合に相当する額(その額に一円未満の端数を生

したときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。

- 一 職員の給与条例第六条第一項の行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の程度等がこれに相当するもの 百分の十
- 二 職員の給与条例第十七条第一項、企業庁企業職員の給与条例第十条及び病院事業庁企業職員の給与条例第十四条の規定により管理職手当を支給される職にあるもののうち前号に掲げる職員以外のもの 百分の八  
(略)  
(適用除外)

第八条 職員の給与条例に規定する給料の調整額及び手当、企業庁企業職員の給与条例に規定する手当、病院事業庁企業職員の給与条例に規定する給料の調整額及び手当、職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和四十一年三重県条例第二十九号)に規定する特殊勤務手当並びに三重県職員退職手当支給条例(昭和二十九年三重県条例第六十一号)に規定する退職手当の額の算出の基礎となる給料の月額については、前二条の規定は、適用しない。

本則に次の一条を加える。

(公立学校職員の管理職手当の額の特例)

第九条 公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)第二十二条の二の規定により管理職手当を支給される職員の管理職手当の月額は、特例期間においては、同条の規定により支給される額からその百分の三に相当する額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。ただし、地域手当の月額の算定についての管理職手当の月額は、同条の規定により定められる額とする。

附 則

この条例は、平成二十三年七月一日から施行する。

発 行  
津市広明町13番地  
三重県教育委員会

印 刷  
有限会社第一プリント社